

**道医師国保組合
お知らせ**

北海道医師国民健康保険組合

北海道医師国民健康保険組合の個人情報に関する取扱いについて
-当組合の個人情報保護に関する基本方針-

北海道医師国民健康保険組合では、去る9月22日（木）開催の第490回理事会において、平成17年4月1日の個人情報保護法全面施行に伴う体制整備の一環とし「個人情報保護に関する基本方針」、「個人情報の利用目的」、「個人情報の保護に関する規程」を定めましたのでお知らせいたします。（当組合のインターネットホームページにも掲載しております。）

この他に「情報公開及び個人情報保護委員会設置内規」等も整備し、被保険者、その他の個人情報の保護・取扱いに万全を期することとし、組合役職員及び関係者にもこれを周知いたします。

種々のご照会等に対し、本人確認、代理人資格確認等でご不便をおかけすることも考えられますが、なにとぞご理解、ご協力をお願い申し上げます。

インターネット道医師国保組合ホームページをご利用ください

北海道医師国民健康保険組合では、組合ホームページを開設しております。

組合員等被保険者の皆様には、各種申請（届け出）等の手続きをはじめ、当組合の業務にかかわる諸情報等を逐次発信しております。是非ご活用をお願いいたします。

***各種申請（届け出）用紙の備付**……………各支部（所属の都市医師会および医育機関医師会事務局）または当組合ホームページからも入手できます。

***道医師国保組合ホームページアドレス**

<http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館内

TEL(011)271-7471 FAX(011)241-6414

北海道医師国民健康保険組合における個人情報保護に関する基本方針

1. 当組合は、個人情報保護法及び関係する法令を遵守し、個人情報の適正な管理及び安全確保に努めます。

被保険者等の個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し教育及び研修を行い、その指導及び監督に努めます。

2. 当組合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、取得した個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表いたします。

ただし、次の場合には、事前の同意を得ることなく、第三者に提供することがあります。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 個人情報取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

3. 当組合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。

4. 当組合は、個人情報を取り扱う事務を委託した者に対しては、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう徹底いたします。

5. 当組合は、本人から、保有個人情報や診療報酬明細書等の開示を求められたときは、所定の手続きにより開示いたします。また、当組合に対し、正当な理由が有れば当該保有個人情報の消去又は第三者に対する提供の停止を求めることができます。

ただし、開示については、次のいずれかに該当する場合には、その全部又はその一部を開示しないことといたします。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

以上の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、当組合までお願いいたします。

北海道医師国民健康保険組合 TEL011-271-7471

北海道医師国民健康保険組合における個人情報の利用目的

組合は、各種届出書・申請書等に記載された個人情報や各種給付等に係わる個人情報をもとに下記の業務を行っております。

1. 保険給付

法及び規約に基づく保険給付
高額療養費算定業務の外部委託
海外療養費に係わる翻訳のための外部委託
第三者行為に係わる損保会社等への求償

2. 保険料の賦課徴収等

被保険者資格の確認
保険料の賦課に係わる情報（個人所得金額等）に基づく保険料の通知
保険料の徴収
組合員等の世帯に属する者（家族等）の認定
被保険者証等の発行
被保険者資格等のデータ処理

3. 診療報酬明細書等の審査

診療報酬明細書等の内容点検・審査
診療報酬明細書等の内容点検・審査の外部委託
診療報酬明細書等の電算処理の外部委託

4. 保健事業

人間ドック・健康診査に対する助成
インフルエンザワクチン接種に対する助成
その他保健事業達成のために必要な事業

5. その他

業務の維持・改善のための基礎資料の作成（一部外部委託）
第三者求償事務における、保険会社・医療機関等への相談又は届出等
北海道医師会等関係団体との事業連携
被保険者からの依頼に基づく個別サービス業務
組合支部（郡市・医育機関医師会）との共同利用
組合の公告・通知・連絡

以上の利用目的に関する保留の意思表示がなければ、同意をいただいたものとして、従来どおり取り扱わせていただきます。

北海道医師国民健康保険組合個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めることにより、組合の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(組合の責務)

第2条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、前条の目的を達成するために、必要な措置を講じなければならない。

2 組合は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し教育及び研修を行い、その指導及び監督に努めなければならない。

(役職員等の責務)

第3条 組合の役員及び職員並びに支部長及び支部協力員（以下「役職員等」という。）は、職務上知り得た個人情報に係る内容を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

2 役職員等が故意又は重大な過失により前項の規定に違反したときは、それによって生じた損害の全部又は一部につき当該役職員等は、賠償の責任を負うものとする。なお、その職を退いた後も同様とする。

(個人情報保護管理責任者の設置)

第4条 組合は、個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

2 前項に規定する個人情報保護管理責任者は、総務担当常務理事とする。

(保有の制限等)

第5条 組合は、個人情報を保有するに当たっては、規約に規定する事業を遂行するため必要な場合に限り利用し、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

(適正な取得)

第6条 組合は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人情報の適正管理)

第8条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第9条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(第三者に提供する場合の措置)

第10条 組合は、個人情報を第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(事務処理の委託)

第11条 組合は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、次の各号に掲げる事項を遵守するよう委託契約書等に明記しなければならない。

- (1) 再委託の禁止に関する事項
- (2) 秘密保持の義務に関する事項
- (3) 契約目的外使用の禁止に関する事項
- (4) 複写及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故報告義務に関する事項
- (6) 提供資料の返還義務に関する事項
- (7) 管理状況等について立ち入り調査の実施に関する事項
- (8) 従業員等に対する個人情報の保護に係る教育・研修に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、組合が必要と認める事項
- (10) 前各号に違反した場合における委託契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項

(開示)

第12条 組合は、本人から、保有する個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該個人情報を開示するものとする。

ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又はその一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

2 次の各号に掲げる者は、本人に代わって開示を請求することができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示を請求することにつき本人が委任した代理人

3 診療報酬明細書等の開示については、厚生労働省通知「健康保険組合における診療報酬明細書等の開示の取扱いについて」(平成17年保保発第0331003号)を準用する。この場合において、当該通知中「健康保険組合」とあるのは、「北海道医師国民健康保険組合」と読み替えるものとする。

(個人情報の存否に関する情報)

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、組合は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(利用停止)

第14条 組合は、組合が保有する個人情報が第6条、第7条又は第9条に違反するという理由から、当該個人情報に関する措置を求められ、かつ、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止、消去又は第三者に対する提供の停止(以下「利用

停止」という。)を行うものとする。

(開示又は利用停止請求の方法)

第15条 第12条及び前条の規定に基づき開示又は利用停止を請求しようとする者は、組合に対して、次の各号に掲げる事項を記載した開示又は利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示又は利用停止を請求しようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示又は利用停止を請求しようとする個人情報特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の場合は、その趣旨及び理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、組合が定める事項

(費用負担)

第16条 この規程による個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とする。ただし、文書の写し等に要する実費について開示請求者に負担を求めることができる。

(異議の申し出)

第17条 第12条及び第14条の決定について不服があるときは、組合に対して、当該請求者は書面により異議の申し出(以下「異議申出」という。)を行うことができる。

(情報公開及び個人情報保護委員会の設置)

第18条 前条に規定する異議申出を審議するため、組合に情報公開及び個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項に規定する委員会に関する情報については、非開示とする。

(苦情の処理)

第19条 組合は、組合における個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

情報公開及び個人情報保護委員会設置内規

第1条 個人情報の保護に関する規程第18条第1項の規定に基づき「情報公開及び個人情報保護委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

第2条 この委員会の委員は次のとおりとし、理事長が委嘱する。

- (1) 理 事 若干名
- (2) 組合会議長 1名

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を主催し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

第4条 委員会の開催は、理事長の招集による。

第5条 委員の任期は、理事の任期と同じとする。

附 則

この内規は、平成17年10月1日から施行する。